

単位の修得および試験に関する規程

第 1 条 四天王寺大学（以下「大学」という。）学則第 19 条・20 条および四天王寺大学短期大学部（以下「短期大学部」という。）学則第 19 条・20 条に定める授業科目（以下「科目」という。）の履修および試験についてこの規程において定める。

2 本条でいう修得単位数とは、卒業要件にかかる単位数をいう。

（履修科目の登録について）

第 2 条 学生は単位を修得しようとする科目について、各学期始めの定められた期間内に履修登録（以下「登録」という。）を行わなければならない。ただし、単位認定について別に定めるとした科目についてはこの限りではない。

2 登録単位数については上限を設け、別に定める。

第 3 条 登録を行う場合には、担任教員に将来の学修上の希望を述べて、その指導を受けることができる。

第 4 条 学生がその科目を登録しているにもかかわらず、しかるべき理由なくして欠席を重ねる場合には、その科目の登録を放棄したものと認めることがある。

第 5 条 学生は、登録していない科目であっても、その科目担当者の許可を得て、これを臨時に聴講することができる。ただし、この場合、単位等は認定されない。

（他学部他学科履修について）

第 6 条 大学の学生は、当該所属学部学科および専攻以外の、学部・学科・専攻（人文社会学部人間福祉学科保育専攻、教育学部除く）で開講されている専門教育科目を、その科目担当者の許可を得て登録し、これを履修することができる。単位を修得した場合、共通教育科目「他学部・他学科科目」の単位として認定する。

2 大学の学生は、短期大学部生活ナビゲーション学科ライフデザイン専攻において開講されている科目を、その科目担当者の許可を得て登録しこれを履修することができる。単位を修得した場合、共通教育科目「他学部・他学科科目」の単位として認定する。

3 短期大学部の学生は、大学人文社会学部（人間福祉学科保育専攻除く）および経営学部において開講されている科目を、その科目担当者の許可を得て登録しこれを履修することができる。単位を修得した場合、共通教育科目「大学他学部科目」の単位として認定する。

（試験について）

第 7 条 学生は、定められた期間内において登録した科目について、試験を受けることができる。

第 8 条 前条に定める試験の種別は、平常試験および定期試験とする。

第 9 条 平常試験については、各科目担当者が随時これを行うことができる。

第 10 条 定期試験は、各学期末の定められた試験期間内の試験時間割によって、これを行うものとする。ただし、各科目担当者がその必要を認めないとき、定期試験を行わない場合もある。

2 前項に定める定期試験を行う科目およびその時間割は、試験期間開始日より 2 週間前にこれを掲示する。

（成績評価について）

第 11 条 各科目の成績は、試験成績または平常の課題成績（論文・報告・製作等を含む）等、あるいはこの双方によって評価するものとする。

第 12 条 各科目の成績の評価は 100 点満点とし、60 点以上を合格として、その科目の単位を認定するものとする。

2 前項で定める成績の評価について、合格の評価は秀・優・良・可（100 点満点のうち 90 点以上を秀、80 点以上 90 点未満を優、70 点以上 80 点未満を

良、60点以上70点未満を可)の4段階をもってこれを表示する。59点以下または登録したものの評価のないものは不合格とする。

3 第1項および第2項の評価については、これを学生に通知する。

4 成績の評価基準については、次の基準に基づくものとする。

評価	基準
秀	目標を十分に達成し、きわめて優秀な成果をおさめている(90点~100点)
優	目標を十分に達成している(80点~89点)
良	目標を達成している(70点~79点)
可	目標を最低限度達成している(60点~69点)
不合格	目標を達成していないので再履修が必要である(60点未満)

第13条 次の各号のひとつに該当する者は、試験を受験しても単位は認定されない。

(1) 各科目について、定められた期日内に登録を行っていない者

(2) 各科目について、その出席時数が当該科目の全授業時数の3分の2に満たない者

(3) 授業料その他の本学への納付金を未納の者

(追試験)

第14条 病気または不時の災害その他真にやむを得ない事由によって定められた期日に試験を受けることができない者、もしくはできなかった者は追試験を願い出ることができる。

2 追試験を願い出る者は当該科目の試験終了後1週間以内に、その事由を証明する書類を添付した追試験願を教務部長に提出しなければならない。

第15条 追試験は、追試験願が受理された後、科目担当者の定める期日、方法によってこれを行う。ただし、追試験実施の期日は追試験願の受理後3週間以内とする。

追試験を筆記試験で行う場合は、別に定める時間割によってこれを行う。

第16条 前条に定める追試験を特に認められる事由により、定められた期日に受験することができない者については、教授会の議を経て、次の学期をこえない期間内で追試験を行うことがある。

2 前項に定める追試験を受けようとする者は、その理由を証明する書類を添付した追試験願を教務部長に提出しなければならない。

第17条 追試験による科目の成績評価は、第12条第1項および第2項の定めるところによるが、その上限は90点とする。

2 追試験による不合格科目については、再試験は行わない。

(再試験)

第18条 大学の学生で7セメスター以降に在学する学生は、当該学期に登録し、不合格となった科目については、各科目担当者の承認を得て、その学期の再試験期間内に再試験を受けることができる。

2 前項に定める再試験を受けることができる科目は、1学期につき3科目までとする。

3 第1項に定める再試験を受けようとする者は、教務部長に再試験願を提出しなければならない。

4 再試験手数料は1科目1,000円とする。

第19条 短期大学の学生は、当該学期に登録し、不合格となった科目については、各科目担当者の承認を得て、その学期の再試験期間内に再試験を受けることができる。

2 前項に定める再試験を受けることができる科目は、1学期につき5科目までとする。

3 第1項に定める再試験を受けようとする者は、教務部長に再試験願を提出しなければならない。

4 再試験手数料は1科目1,000円とする。

第20条 短期大学の学生については当該学期以前に履修した科目のうち、その科目に登録した学期において行われた試験を受験し不合格になりながらも、やむを得ない事由により再履修ができなかった科目については、その科目が当該学期に開講されていれば、当該学期の履修登録期間内にその科目の再受験願を教務部長に提出することができる。

2 再受験願が受理された者は、当該学期の再試験期間内に再度、その科目の再試験を受けることができる。

第21条 再試験は試験成績発表後、2週間以内に各科目担当者の定める期日、方法によってこれを行う。ただし、再試験を筆記試験で行う場合は、別に定める時間割によってこれを行う。

第22条 再試験による科目の成績評価は、第12条第1項および第2項の定めるところによるが、その上限は60点とする。

第23条 再試験を受けるもなお卒業に要する単位に満たない者は、教授会の議を経て次年度相当学期の期間在学し、卒業に要する単位を取得した学期末に卒業することができる。

(不正行為について)

第24条 試験期間内または試験期間外に行われた試験において不正行為のあった者は、その不正行為が発覚した当該科目の成績を零点とする。

2 第1項で定める試験において、同一学期内に不正行為を2度以上為した者は、当該学期の試験の成績をすべて零点とする。

(教育学部の教育職員免許状)

第25条 取得できる教育職員免許状は基本免許状と併修免許状とし、次の通りとする。
ただし、併修免許状取得のための履修は、基本免許状を取得することを前提として許可する。なお、併修免許状は4年間の在学中にその資格要件を取得できるとは限らない。

(1) 小学校・幼児教育コース

基本免許状：小学校教諭1種、幼稚園教諭1種

併修免許状：中学校教諭1種（英語）

高等学校教諭1種（英語）

(2) 中学校英語・小学校コース

基本免許状：中学校教諭1種（英語）

高等学校教諭1種（英語）

併修免許状：小学校教諭1種

(3) 保健教育コース

基本免許状：養護教諭1種

中学校教諭1種（保健）

高等学校教諭1種（保健）

併修免許状：小学校教諭1種

(人文社会学部の教育実習への参加要件について)

第26条 大学人文社会学部の学生については、次の要件を充たし、担当教員の許可を得た上で、7セメスター次の教育職員免許状取得のための教育実習に参加することができる。なお、教育実習参加要件を充たさずに卒業し、その後科目等履修生として実習に参加する場合も、この要件は適用される。

- (1) 在学6セメスター終了時の修得単位数が、基礎教育科目「仏教Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」の4単位を含んで100単位以上であること。
- (2) 教職に関する科目「教職論」「教育原論」「教育心理学」のうち、いずれか2科目4単位を修得していること。
- (3) 教育実習該当教科の教職に関する科目「教科教育法」の単位をすべて修得していること。
- (4) 中学校教諭免許状取得の場合は、真にやむを得ない事由がある場合を除き「教育職員免許特例法」による介護等の体験を終了していること。

(教育学部の教育実習への参加要件について)

第27条 大学教育学部教育学科の学生については、次の要件を充たせば、教育職員免許状取得のための教育実習に参加することができる。

なお、教育実習参加要件を充たさずに卒業し、その後科目等履修生として実習に参加する場合も、この要件は適用される。

<基本免許状における教育実習の参加要件>

所属コースの基本免許状を取得希望する者は、以下の1・2の両方の要件を充たし、担当教員の許可を得た上で、5セメスター以降に教育実習または養護実習に参加することができる。

1. 各コース共通の教育実習の参加要件

- (1) 在学4セメスター終了時の修得単位数が70単位以上であること。ただし、このうちに以下の単位が含まれていること。
 - ① 基礎教育科目「仏教Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の3単位。
 - ② 専門教育科目「教職論」「教育原論」「教育心理学」のうち、2科目4単位を含むこと。
- (2) 病気その他真にやむを得ない事由によって(1)の要件が充たされなかった場合、その事由を証明する書類を添付した願い書を教務部長に提出し受理された上で、6セメスター終了時の修得単位数が基礎教育科目「仏教Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」の4単位および(1)②の要件を含んで100単位以上であること。

2. コース別の教育実習の参加要件

(1) 小学校・幼児教育コース

小学校教諭免許状取得の場合は、真にやむを得ない事由がある場合を除き、「教育職員免許特例法」による「介護等の体験」を終了していること。

(2) 中学校英語・小学校コース

- ① 専門教育科目「英語科教育法Ⅰ・Ⅱ」および「コミュニケーションセミナーⅠ・Ⅱ」の単位を修得していること。
- ② 中学校教諭免許状取得の場合は、真にやむを得ない事由がある場合を除き、「教育職員免許特例法」による「介護等の体験」を終了していること。

(3) 保健教育コース

- ① 「保健」免許状取得の場合は、専門教育科目「保健科教育法Ⅰ・Ⅱ」の単位を修得していること。
- ② 中学校教諭免許状取得の場合は、真にやむを得ない事由がある場合を除き、「教育職員免許特例法」による「介護等の体験」を終了していること。
- ③ 「養護教諭」免許状取得の場合は、専門教育科目「学校看護学演習」の単位を修得していること。

<併修免許状における教育実習の参加要件>

所属コースの併修免許状を取得希望する者は、以下の要件を充たし、担当教員の許可を得た上で、7セメスター以降に教育実習に参加することができる。

- (1) 基本免許状の教育実習または養護実習を終えていること。
- (2) 6セメスター終了時の修得単位数が、専門教育科目60単位以上含んで100単位以上であること。
- (3) 「英語」免許状取得の場合は、「コミュニケーションセミナーⅠ・Ⅱ」「英語科教育法Ⅰ・Ⅱ」の単位を修得していること。
- (4) 小学校教諭免許状および中学校教諭免許状取得の場合は、真にやむを得ない事由がある場合を除き、「教育職員免許特例法」による「介護等の体験」を終了していること。

(短期大学の教育実習等への参加要件について)

第28条 短期大学部保育科の学生については、次の要件を充たし、担当教員の許可を得た上で、3セメスター次の幼稚園教諭免許状または保育士資格取得のための実習に参加することができる。

- (1) 在学2セメスター終了時の修得単位数が基礎教育科目「仏教Ⅰ・Ⅱ」の2単位を含んで35単位以上であること。
- (2) (1)の中に専門教育科目「保育者論」「教育原論」「教育心理学」のうち、2科目4単位を含むこと。

(卒業研究の履修要件について)

第29条 「卒業研究」を選択しこれを履修するためには、6セメスターを終了し、「仏教Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」の4単位を含んで、修得単位数が86単位以上なければならない。

(単位の認定)

第30条 教育上有益と認めるときは、大学学則第21条、第22条、第23条、または短期大学部学則第21条、第22条、第23条の定めるところにより単位を認定することができる。

- 2 単位認定については、個別認定方式または一括認定方式をもって行う。
- 3 一括認定方式で認定される単位数は、編入学、転学等の場合を除き、大学においては30単位、短期大学部においては15単位を超えないものとする。ただし、ダブルディグリー取得による留学の一括認定は、ダブルディグリー取得に関する規程による。

(認定科目の先決優先)

第31条 前条第2項で個別認定された科目は先決優先とし、上限を超えた場合にその科目を既認定科目と入れ替えることはできない。

附 則

- 1 この改正は、平成5年4月1日より一部改正し施行する。
- 2 省略
- 3 本規程は、平成10年4月1日より一部改正し施行する。なお、平成9年度以前入学生については、なお従前の規程を適用するとともに、平成4年以前入学生についての経過措置もなお従前のものを適用する。
- 4 本規程は、平成13年4月1日より一部改正し施行する。
- 5 本規程は、平成16年4月1日より一部改正し施行する。
ただし、平成15年度以前入学生については、なお従前の規程を適用する。
- 6 本規程は、平成17年4月1日より一部改正し施行する。
- 7 この規程は、平成20年4月1日から一部改正し施行する。ただし、平成19年度以前入学生については、第1条および第12条第1項、第3項および第4項を除いて、

なお従前の規程を適用する。

8 この規程は、平成22年4月1日から一部改正し施行する。ただし、平成21年度以前入学生については、第6条第2項の規定にかかわらず、なお従前の規定を適用する。

9 この規程は、平成23年4月1日から一部改正し施行する。